

磯の浦海水浴場管理運営委員会規約

(名 称)

第1条 この会は、磯の浦海水浴場管理運営委員会（以下「委員会」という）と称す。

(組 織)

第2条 委員会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(目 的)

第3条 委員会は、磯の浦海水浴場（以下「海水浴場」という）の管理運営に関する業務を実施することを目的とする。

(業 務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 海水浴場の開設準備に関すること。
- (2) 海水浴場の施設及び設備の管理運営に関すること。
- (3) 海水浴場の公衆衛生に関すること。
- (4) 海水浴場周辺の交通整理及び駐車場に関すること。
- (5) 海水浴場における各種事件及び事故の防止対策に関すること。
- (6) 海水浴場の売店の管理運営に関すること。
- (7) 海水浴場及び管理区内の清掃に関すること。
- (8) その他海水浴場の管理運営に必要な事項。

(事 務 所)

第5条 委員会の事務所は、磯の浦観光会館内に置く。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第7条 役員は、委員の推薦により定める。

(役員の仕事)

第8条 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序でそ